

2021年1月18日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙 台 銀 行

パートナーシップ構築宣言の実施について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、パートナーシップ構築宣言を実施しましたので、下記のとおりお知らせします。

本宣言は、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえて、中小企業の事業継続と取引適正化を後押しするとともに、取引先の付加価値向上の取組や規模・系列等を超えたオープンイノベーションなどの新たな連携を促進することを目的として、自主的に行うものです。

当行は、今後も地域活性化のため、地元企業の事業発展にかかる各種支援に努めてまいります。

記

1. パートナーシップ構築宣言の内容
別紙のとおり
2. 公表日
2021年1月18日（月）

以 上

本件に関する問合せ先
経営企画部経営企画課 中島
TEL 022-225-8258

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける(「Tier N」から「Tier N+1」へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

- じもとホールディングスと連携し、自行内のほか、きらやか銀行などと県境を越えたビジネスマッチングを実施しております。
- 子会社である仙台銀キャピタル&コンサルティングと連携し、M&A等の事業承継支援に努めております。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

代金は現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

本業支援ヒアリングを実施し、取引先の経営課題やニーズの把握に努めております。

2021年1月18日

株式会社仙台銀行 代表取締役 鈴木 隆